○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年六月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＨＣＨＲ－755	前照灯　ＫＯＩＴＯ　50―103	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
㊎ＨＣＨＲ－756	前照灯　ＫＯＩＴＯ　50―104	〃

○国土交通省告示第九百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020001	突入防止装置　ＯＫＡＹＯバンパー　ＡＲＭ―Ｕ１	株式会社岡山熔接所　岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目19番10号

○国土交通省告示第九百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤⅡ―14	運行記録計　光英システムデジタロ　ＫＤ―250	光英システム株式会社　東京都新宿区西新宿３－６－11　西新宿ＫＳビル３階

○国土交通省告示第九百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020002	突入防止装置　ＯＫＡＹＯバンパー　ＡＲＭ―Ｕ２	株式会社岡山熔接所　岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目19番10号
Ｅ43－58Ｒ－020003	突入防止装置　ＯＫＡＹＯバンパー　ＡＲＭ―Ｕ３	〃

○国土交通省告示第九百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2084	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22―ＩＣＣ－４ＨＶ11	いすゞ　ＳＦＧ―ＮＪＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＫＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＬＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＭＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＰＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＡＪＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＡＫＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＡＬＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＡＭＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＡＰＲ82＊＊＊、いすゞディーゼル　ＳＦＧ―ＢＪＲ82＊＊、いすゞディーゼル　ＳＦＧ―ＢＫＲ82＊＊＊、いすゞディーゼル　ＳＦＧ―ＢＬＲ82＊＊、いすゞディーゼル　ＳＦＧ―ＢＭＲ82＊＊、いすゞディーゼル　ＳＦＧ―ＢＰＲ82＊＊＊、マツダ　ＳＦＧ―ＬＪＲ82＊＊、マツダ　ＳＦＧ―ＬＫＲ82＊＊＊、マツダ　ＳＦＧ―ＬＬＲ82＊＊、マツダ　ＳＦＧ―ＬＭＲ82＊＊、マツダ　ＳＦＧ―ＬＰＲ82＊＊＊	五十鈴自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＨＣＨＲ－757	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100―22012	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
㊎ＨＣＨＲ－758	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100―22013	〃

○国土交通省告示第九百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｎ―1076	騒音防止装置　日野　01―Ａ09Ｃ―01	日野　ＢＫＧ―ＦＳ１Ａ　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月三十一日　国土交通大臣　金子　一義